

地方公営企業の管理者等に対する管理職手当の支給基準について

制 定 昭55. 4. 1 職 21
最近改正 令3. 3. 31 人事給80

(支給対象)

1 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる職員に対して、管理職手当を支給するものとする。

- (1) 常勤の人事委員会委員
- (2) 地方公営企業の管理者

(手当月額)

2 前項各号に掲げる職員に対する管理職手当の月額は、職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる額とする。

(支給方法)

3 前2項による管理職手当の支給方法等については、規則第3条から第5条までの規定を準用する。

附 記

1 この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

2 次に掲げる要綱は、昭和55年3月31日限り廃止する。

- (1) 常勤監査委員に対する管理職手当の準用について（昭和32年5月20日労第259号）
- (2) 常勤の人事委員会委員に対する管理職手当の準用について（昭和34年2月19日労第75号）
- (3) 収入役に対する管理職手当の準用について（昭和37年5月12日労第96号）
- (4) 地方公営企業の管理者に対する管理職手当の準用について（昭和42年1月25日総務第1109号）